

新型コロナウイルス感染症に関係して、小学校等の臨時休業があった場合や自治体等から利用を控えるよう依頼があった場合に、仕事を休まざるをえない保護者を支援するための「小学校休業等対応助成金」制度が再開されています。今回はこの制度をご紹介します。

### 小学校休業等対応助成金の再開

新型コロナウイルスの感染拡大が始まり、令和2年2月27日から6月30日までの休業を対象に実施されていた「小学校休業等対応助成金」制度は、その後に「両立支援等助成金（育児休業等支援コース：新型コロナウイルス感染症対応特例）」に移行していました。

＜令和2年2月27日から令和2年6月30日までの休業＞

## 新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金をご活用ください

令和2年2月27日から6月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、**有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！**

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校などに通う子ども

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

\*詳細は裏面をご参照ください

→ 事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いいたします。

**助成内容：有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10**

具体的には、対象労働者1人につき、**対象労働者の日額換算賃金額×有給休暇の日数**で算出した合計額を支給します。  
※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（8,330円を上限とする）

＜令和2年7月1日から令和3年7月31日までの休業＞

## 両立支援等助成金 育児休業等支援コース 「新型コロナウイルス感染症対応特例」のご案内

新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をを行う労働者に対し、**有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）**を取得させた事業主は助成金の対象となります。

**助成額**

**1人あたり5万円**  
**1事業主につき10人まで（上限50万円）**

### 主な支給要件

① 次のどちらも実施されていること。

- (イ) 小学校等（小学校、保育園、幼稚園など）が臨時休業等になった場合、及び子どもが新型コロナウイルス感染症に感染した又はその恐れがある等の場合に、子どもの世話をを行う必要がある労働者が、特別有給休暇（賃金が全額支払われるもの）を取得できる制度の規定化。
- (ロ) 小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組みとして、次のいずれかの社内周知。
- ・テレワーク勤務
  - ・短時間勤務制度
  - ・フレックスタイムの制度
  - ・始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度（時差出勤の制度）
  - ・ベビーシッター費用補助制度 等

② 労働者一人につき、①の（イ）に定めた特別有給休暇を4時間以上取得したこと。

今回の「小学校休業等対応助成金」の再開に伴い、両立支援等助成金（育児休業等支援コース：新型コロナウイルス感染症対応特例）は、原則として令和3年7月31日までの休業が対象となりました。

<令和3年8月1日から令和3年12月31日までの休業>

## 新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金を再開しました

令和3年8月1日から令和3年12月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、**臨時休業などをした小学校など（保育所等を含みます）に通う子ども**
- ② **新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども**

\* 詳細は裏面をご参照ください

事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、**保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけると幸いです。**

### 【助成内容】有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

具体的には、対象労働者1人につき、**対象労働者の日額換算賃金額\*×有給休暇の日数**で算出した合計額を支給します。

\*各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（**日額上限：13,500円**（申請の対象期間中（注）に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に事業所のある企業については**15,000円**））

注：事業主の方から申請いただいた休暇日の最初の日から最後の日までの間（申請対象の労働者が複数いる場合は、休暇の開始が最も早い労働者の開始日から、終了が最も遅い労働者の終了日までの間）

【申請期限】	① 令和3年8月1日～同年10月31日の休暇	令和3年12月27日（月） <b>必着</b>
	② 令和3年11月1日～同年12月31日の休暇	令和4年2月28日（月） <b>必着</b>

\* 消印が申請期限内であっても、都道府県労働局への到達日が申請期限を徒過していた場合は申請期間内に申請したとは認められませんので、ご注意ください。

\* ①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の**2種類の様式**があります。

\* 事業所単位ではなく**法人ごとの申請**となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

### 「臨時休業等」とは

・**新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。**

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。

\*ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

\*小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象になります。

### 「小学校等」とは

・**小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）**

★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。

・**放課後児童クラブ、放課後等デイサービス**

・**幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など**

### <個別相談の実施>

次世代法に関する「行動計画の策定・届出」「認定・認証の取得」などについて、ご要望をいただければ、次世代育成支援対策推進員（特定社会保険労務士）がお伺いして個別相談にお応えいたします。お気軽にご連絡ください。

神奈川県経営者協会 TEL 045-671-7060